

令和2年4月2日

保護者の皆様

社会福祉法人 慧誠会
理事長 大江 徹

新型コロナウイルス感染症による限定的な保育について

3月2日より実施しております、限定的な保育にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

帯広市より4月1日付で、学校の再開に合わせ公立保育所では4月7日をもって限定的な保育を終了する旨の通知がありました。このことをうけ、当法人の各保育所においても4月7日をもって限定的な保育を終了とします。

ただし、当感染症は、今なお予断を許さない状況であり、より一層の感染拡大防止の取り組みが必要であることから、衛生管理の徹底を条件に保育を実施していくことといたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 4月8日以降利用する方への留意事項

- ・自宅における毎朝の検温及び風邪症状の確認
(登所時施設で用意してある健康チェック表への記載をお願いいたします)
- ・37.5℃以上の発熱や明らかな風邪症状がある場合は登所を自粛
(登所後に症状がでた場合はご連絡しますのでお迎えをお願いいたします)
- ・登降所時の手洗いの徹底
- ・送迎時保護者のマスク着用の推奨

2 保育料及び副食費

4月7日までの限定的な保育期間中は、利用日数に応じた日割計算となり、8日以降は、対象期間外となり日割計算による減額は行いません。